

告 示

埼玉県告示第六百四十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―一九―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角八十七番三他五十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千八十九・一三立方メートル